明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○市の境界変更の件（総務三二一）　一
○除籍の一部が滅失した件
（法務三四七）　一
○原戸籍の一部が滅失した件
（同三四八）　一
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件
（財務二八〇～二八二）　二
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一一九）　四
○保安林の指定をする件
（農林水産二一一五～二一一八）　五
○直轄砂防工事を施行する件
（国土交通九二一）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件
（同九二二）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（同九二三）　七
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一〇、一一）　七
○道路に関する件
（東北地方整備局一三一、一三二）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国家公安委員会　警察庁　外務省

〔叙位・叙勲〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表関係

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○総務省告示第三百二十一号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、茨城県筑西市と桜川市との境界を次のとおり変更する旨、茨城県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年九月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年八月二十四日

総務大臣　川端　達夫

筑西市に編入する区域

桜川市真壁町大字源法寺字神田三〇三の三、三二〇の二、三二一の二、三二二の二、四七六の五から四七六の七まで、四七七、四七八、四七九の二、四九二の二、四九四、四九五の三から四九五の五まで、字沖田四八八の三、四九〇の二、四九一の二、四九三の一から四九三の三まで、四九三の八、七二九の四、七三〇の二、七三〇の四、七三二の一、七三五の一、七三六の三、七三七の二、七三七の四、七三八の一、七五四の一、七五五の二、八四八の二、八四九の五、八八〇の二、八八一の二、八八一の三、八八二の三、八八二の四、八八四の二、八八八の二、八八九の二、八九三の三、八九五の一、八九六の三、八九七の一、八九八、八九九の一から八九九の五まで、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一の一、九〇一の三、九〇二の一、九〇二の三、九〇三の一、九〇三の五、九〇五の二、九〇七の二、九〇八の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

桜川市に編入する区域

筑西市大字上西郷谷字達摩二の一、三の一、一五から一九まで、二〇の一、二一の一、二七の一、二八の一、二九の一、三一の一、三二の一、字根ノ下三九の一、四〇の一、四一の一、四二の一、四三の一、四四、四八、四九、五〇の一、五一の一、五二の一、五四の一、五五の一、五六の一、字光御堂八八の一、八九の一、九〇の一、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、一〇〇の一、一〇二の一、一〇二の二、一〇三、一〇四の一、一〇四の二、一九一の一から一九一の四まで、一九二の一、一九四の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○法務省告示第三百四十七号

山形県最上郡真室川町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年八月二十四日

法務大臣　滝　実

○法務省告示第三百四十八号

山形県最上郡安楽城村大字差首鍋六百五十五番地　齋藤袈裟五郎

和歌山市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年九月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、和歌山市役所又は和歌山地方法務局に照会すること。

平成二十四年八月二十四日

法務大臣　滝　実

和歌山市今福二百二十五番地　山本彦太郎